

令和7年12月15日

# 宇部市議会総務財政委員会会議録

宇部市議会

# 宇部市議会総務財政委員会会議録

- 1 日 時** 令和7年12月15日（月）  
午前9時56分から午後零時まで
- 2 場 所** 第1委員会室
- 3 事 件**
- (1) 議案第105号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
  - (2) 報 告 宇部市公文書等管理委員会の開催状況について
  - (3) 議案第106号 宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
  - (4) 議案第107号 宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
  - (5) 議案第108号 宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件
  - (6) 報 告 宇部市行財政改善委員会の開催状況について
  - (7) 議案第109号 宇部市議会議員及び宇部市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中一部改正の件
  - (8) そ の 他

## 4 出席委員（9名）

委員長	時 田 洋 輔 君	副委員長	林 豊 廣 君
委員	射 場 博 義 君	委員	唐 津 正 一 君
委員	木 原 大 介 君	委員	鴻 池 博 之 君
委員	猶 克 実 君	委員	新 村 秀 雄 君
委員	早 野 敦 君		

## 5 欠席委員（0名）

## 6 その他の出席者（0名）

## 7 説明のため出席した者

(1) 議案第105号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

(2) 報 告 宇部市公文書等管理委員会の開催状況について

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君 防災危機管理監 弘 中 秀 治 君

総務課長 諏訪智子君 総務課副課長 正司邦雄君

(3) 議案第106号 宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(4) 議案第107号 宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

総務部

部長 大畑秀幸君 防災危機管理監 弘中秀治君

職員課長 吉岡徹君 職員課副課長 棟久直行君

職員課人事研修係長 富岡義浩君 職員課給与厚生係長 片山佳宙君

(5) 議案第108号 宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件

総務部

部長 大畑秀幸君 防災危機管理監 弘中秀治君

デジタル推進課長 大西義紀君

(6) 報告 宇部市行財政改善委員会の開催状況について

総合政策部

部長 古林学君 次長 上田優作君

行革推進課長 鹿崎淳一君 政策企画課企画調整係長 西岡優君

(7) 議案第109号 宇部市議会議員及び宇部市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中一部改正の件

選挙管理委員会

事務局長 橋本勝知君 選挙課長 浦田佳宏君

選挙課副課長 森嶋崇朗君

## 8 事務局職員出席者

書記 高木徹也君

---

—— 午前9時56分開会 ——

委員長（時田 洋輔 君） 皆さんおはようございます。

それではただいまから、総務財政委員会を開きます。

欠席の届出はありません。

本日の審査ですが、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてですが、現在、申込みはありません。

なお、本日の委員会に対して今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたし

ます。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

---

**委員長（時田 洋輔 君）** それでは初めに、議案第105号アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** 皆さんおはようございます。総務部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第105号アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について、御説明申し上げます。

これは、デジタル技術の進展を踏まえたアナログ規制の見直しを推進するため、関係条例の整備を行うものでございます。

内容の詳細については、担当課長が説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願申し上げます。

**執行部** それでは、議案第105号アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について、資料に基づいて御説明いたします。

この条例は、デジタル技術の活用が可能な環境を整備するため、アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備を行うものです。対象となる条例は、宇部市公告式条例と宇部市行政手続条例の2つです。

改正内容について、公告式条例の改正内容は、条例または規則を公布する告示について、現在の本庁及び各市民センターに設置する掲示場での書面掲示に、市公式ウェブサイトへの掲載を追加し、インターネットによる閲覧を可能とするものです。

行政手続条例の改正内容は、不利益処分を行う際に、相手方からの意見を聴く聴聞の通知を、所在不明などの理由により公示送達をする場合、現在の本庁及び各市民センターに設置する掲示場での書面掲示から、インターネットによる公表など不特定多数の者が閲覧できる方法を行うとともに、本庁及び各市民センターに設置する掲示場での書面掲示、または事務所に設置したパソコン画面での表示などのいずれかを行う方法に改正するものです。

国の行政手続法において、アナログ規制の見直しに伴う改正が行われており、市の行政手続条例においても同様の改正を行うものです。

施行日は、公告式条例は令和8年4月1日、行政手続条例はデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行日で、これは国の行政手続法の公示送達に係る改正に合わせた施行日となります。

説明は、以上となります。御審査のほどよろしくお願いたします。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。猶委員。

委員（猶 克実 君） 今1階に、掲示場がありますよね。あれがなくなるということですか。

執行部 書面掲示も引き続き行いながら、インターネットでの市ウェブサイトの掲示と両方の2つを合わせた運用になります。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。木原委員。

委員（木原 大介 君） 説明では、いずれかと言ったのですけれども、かつになるのですか。両方するのですか。

執行部 いずれかというのが、掲示場への掲示か、事務所に設置しているパソコンとかの画面表示のどちらかを選ぶようになります。ただ現時点では、各事務所にそういった電子端末というかパソコンを用意しての表示は、今すぐは難しいので、公告式条例にしても行政手続条例のどちらにしても、市ウェブサイト上での掲載と、今までどおりのそれぞれの掲示場での掲示の2つの運用になるかと思えます。

以上です。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第105号アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

(2) 宇部市公文書等管理委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

---

委員長（時田 洋輔 君） では次に、議案第106号宇部市長等の給与に関する条例の一部を

改正する条例制定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第106号宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして御説明申し上げます。

これは、職員の給与改定を踏まえて、市長等の期末手当の支給率を引き上げるものでございます。内容の詳細については、担当課長が説明いたしますので、御審査のほどよろしく願いいたします。

**執行部** それでは、議案第106号について、御説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただいております議案集では、7ページから9ページを御覧ください。

改正内容につきましては、議案第106号宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を御覧ください。

これは、市長等の期末手当の支給率を年間4.6月から4.65月に、0.05月分引き上げるものとなっております。

令和7年度の表を御覧ください。

0.05月の引上げ分を、12月期に加算をします。これにより期末手当の改正後の支給率は、12月期は2.35月となり、年間では4.65月となります。

次に、令和8年度につきましては、年間4.65月の支給率を6月期と12月期に均等に案分し、それぞれ2.325月となります。

これら引上げによる年間の影響額につきましては、市長、副市長、常勤監査委員、教育長及び公営企業管理者で、約26万1,000円となります。

次に、この条例の施行日、適用日についてですが、令和7年12月期に係る改正は、公布の日から施行し、令和7年12月1日からの適用。そして令和8年6月期以降の改正につきましては、令和8年4月1日からの施行、適用となっております。

御説明は、以上となります。御審査のほどよろしく願いいたします。

**委員長（時田 洋輔 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（時田 洋輔 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（時田 洋輔 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第106号宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

委員長（時田 洋輔 君） それでは引き続き、議案第107号宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第107号宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について御説明申し上げます。

これは、一般職の国家公務員の給与改定を踏まえて、職員の給料表を改定し、期末勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、その他給与制度の見直しに伴い所要の整備を行うものでございます。

内容の詳細については、担当課長が説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願いたします。

執行部 それでは、議案第107号について説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただいております議案集では、11ページから32ページまでを御覧ください。

改正内容につきましては、議案第107号宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を御覧ください。

これは、令和7年8月に発出された人事院勧告により、一般職の国家公務員の給料、その他勤務条件に関する勧告がなされ、これを受けて国において一般職の職員の給与に関する法律を一部改正する運びとなりました。

これを受け、本市職員の給与に関し、国準拠という基本的な考えのもと、給料、期末勤勉手当について改正を行うものとなっております。

まずは、1番、給与表の増額改定です。改定率は、全体平均で3.3%の増額となっております。

次に、2番、期末勤勉手当の支給率引上げについてです。初めに、一般職について年間4.6月から4.65月に0.05月分引き上げるものとなっております。

令和7年度の表を御覧ください。

期末勤勉各0.025月の引上げ分を、12月期に加算します。これにより12月期の期末手当は1.275月となり、改正後の期末手当の支給率は2.525月、12月期の勤勉手当につきましては1.075月となり、改正後の勤勉手当の支給率は2.125月、年間ではトータル期末勤勉手当が4.65月となります。

次に、令和8年度につきましては、引き上げられた期末手当、勤勉手当の支給率の合計4.65月を6月期及び12月期に均等に案分し、それぞれ2.325月となります。

続きまして、2ページ目、再任用職員について、年間2.4月から2.45月に0.05月分引き上げるものとなっております。

令和7年度の表を御覧ください。

期末勤勉各0.025月の引上げ分を、12月期に加算します。これにより12月期の期末手当は0.725月となり、改正後の期末手当の支給率は1.425月、12月期の勤勉手当が0.525月となり、改正後の勤勉手当の支給率が1.025月、年間では期末勤勉手当がトータル2.45月となります。

次に、令和8年度につきましては、引き上げられた期末手当、勤勉手当の支給率の合計2.45月を6月期及び12月期に均等に案分しまして、それぞれ1.225月となります。

以上が、人事院勧告によるものとなっておりますが、これに伴う年間の人件費の影響額につきましては、正規、再任用職員で、約2億3,000万円となっております。

この給料表の改定及び期末勤勉手当の支給率の改正に係る条例の施行日及び適用日ですが、給料表の改定は、公布の日から施行し、令和7年4月1日からの適用。期末勤勉手当の支給率の改正は、令和7年12月期に係る改正が、公布の日から施行、適用日につきましては、令和7年12月1日。また、令和8年6月期以降の改正につきましては、令和8年4月1日からの施行、適用となっております。

なお、臨時・会計年度任用職員につきましても、職員の給料表を準用していることから、同様の改定を行いまして、その影響額は約8,500万円となっております。

続きまして次ページ、5番、給与制度の見直しについてです。

こちらの見直しにつきましては、これまでの年功序列の要素が強く、職責と処遇は必ずしも一致していなかったという従来の給与制度の根本的な課題を踏まえ、職責に応じた処遇、給与体系への転換を図るものとなっております。

職員が高いモチベーションと意欲を持って業務に取り組めるよう、将来的な行政経営を見据えて制度を再構築するものであり、職員団体、労働組合との協議も重ね、合意した事項に基づき、改正する内容となっております。

改正内容の詳細を3ページ目以降で記載しており、これについて説明をさせていただきます。

まず、(1)55歳以上の職員の昇給抑制については、現行では職員は通常の定期昇給時には、4号昇給となっているところ、55歳以上の管理職では一律2号昇給に、そして58歳以上の管理職以外の一般職は1号抑制で3号昇給となっておりますが、職員間での公平性等を踏まえ、役職や年齢によらず統一し、2号抑制の2号昇給に改める内容となっております。

続きまして、(2)主務主任の役職加算の見直しについて、こちらは、現行では0.08として

おる期末勤勉手当の役職加算率を0.05に見直すものとなっております。

これは、次の(3)にも関連するところですが、主務主任の役職につきましては、現行では係長等と位置づけられているものの、係長の指示も受けながら担当事務を処理する立場というのが実情であり、職責としては主任と同等であるということを踏まえまして、同じ役職加算率へに見直すものです。

また、あわせて、主任、主務主任、係長職で55歳以上の場合は、役職加算率を0.1としていましたが、これについては廃止をいたします。

続きまして、(3)等級別基準職務表の改正及び職務の級の切替えについてですが、職務及び職責に応じて級の区分を明確化するため、現行の級の見直しを行うものとなっております。

国においては、係員、係長、課長といった職階ごとに職務の級を明確に定めておりますが、本市では、同一の級に複数の職階が混在する、例えば、4級及び5級に主任と係長が混在、7級には、課長と次長が混在するなど、職務・職責に応じた分類が十分に整理されていない状況にあります。

その結果、上位の職位に昇任しても、級が変わらないため、給料が上がらないなど、職員のモチベーションや昇任に対する意欲の低下などを引き起こす要因ともなっております。

このため、改正後は、国と同様に、職務・職責に応じた明確な級区分に整理し、3級を主任、4級を係長、5級を課長補佐、6級を課長、7級を次長とすることで、上位の職員に昇任すれば、給料が上がっていくという給与制度に見直しを行うものとなっております。

これらの見直しに伴い、昇任に関して意欲のある若手職員を早期に役職に登用できるなど、組織の活性化や人材確保の面についてもプラスの効果が見られるものと考えております。

御説明は、以上となります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

**委員長(時田 洋輔 君)** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、人事院勧告の改定部分とそれとは違う給与改定分を合わせてですので、まず人事院勧告の改定の部分だけで、何か御質疑がある方はいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長(時田 洋輔 君)** それでは、続けて今回の提案の全体で御質疑がある方はいますか。  
**猶委員。**

**委員(猶 克実 君)** 制度の見直しの5番なのですからけれども、これも人事院勧告に基づくのですか。

**執行部** 人事院勧告に基づくとはまた違うのですが、これまでも職務・職階について整理をするようにと国から話を受けており、国と同様に見直すというものとなっております。

以上です。

**委員(猶 克実 君)** 国と同様に見直すというのは、宇部市独自で、各市町で判断して変えられるというものなのですか。

**執行部** 基本的には、国に準拠するようというふうに話はもともと来ております。

その中で、宇部市独自に労働組合とも協議をしながらこういった制度の状況になっていたのですが、このままであると今後の人事院勧告から出てくるものにつきましても、職務・職階に応じた給与制度ということで人事院勧告が出てきておりますので、ここの整理が不十分だとそれを適用できないといった弊害も出てくる。また内部においては、職員の意欲、昇任意欲の低下による将来的な行政運営という意味でも課題があるという根本的な原因ということで、これらを含めて見直すということを総合的に判断したものです。

以上となります。

**委員（猶 克実 君）** 昇任意欲については、改正効果があると思うのですが、現状として、昇任意欲、昇任したくないといった実態はあるのでしょうか。

**執行部** いろいろな意味で、意欲のある職員もいますし、昇任によって意欲を、やる気を、その立場が人を変えるというケースもあれば、逆に言えば昇任したことで、それが負担になると。そして処遇も変わらないということで、不満も多少なりともあるというふうに考えています。

**委員（猶 克実 君）** 今曖昧だったのですが、実態はどのようなのですか。

**執行部** 職員に毎年いろいろなアンケート調査をしております。その中でやはり私どもが非常に懸念しているのは、昇任したくないという職員の率が、かなりの高水準で推移してきているのは事実です。

特に、1つの要件としてその責任が大きくなっていくというのもございますし、本市の場合やはり、係長、副課長、課長と昇任すると、どうしてもかなり業務がマネジメントとプレーヤーの部分が重なってきて、かなり労働時間が長くなるという傾向があります。

こういったところで、やはり女性職員のほうが、登用に関しては足止まりするというのは事実でございます。

もう1つ今回の給与制度の見直しというのは、職員のモチベーションの向上もありますが、やはり職責が上がれば給料が上がるという当たり前の形のをきちんと整理していかないと、そういった中でもやはり登用に関する職員の意識というのを少しでも高めていくとなりますと、やはり給与制度もそういった形のをしっかり整理していく必要があると。

こういう形を将来的につくっていかないと、今後、多分職員の数をなかなか増やすことは難しい状況になると思いますので、さらに厳しい状況になってくるという中で、やはりそういう意識を持ってやってもらうということの将来への備えといえますか、そういうものも含めて今回改正したという経緯でございます。

以上でございます。

**委員長（時田 洋輔 君）** ほかにありませんか。早野委員。

**委員（早野 敦 君）** 今ちょっとありました昇任に対する意欲といえますか、昇任をした

い人としたくない人と割合的にはどのぐらいのものですか。

**執行部** 以前の調査になりますが、令和7年2月に実施している調査では、「昇任したくない」と言われる人が3割を超える状況です。

「特にこだわりはない」、「どちらでもいい」と、昇任したいともしたくないともどちらでもないという方が半数ぐらい。「ある程度までは昇任したい」とか、昇任に意欲的な方は2割にとどまっております。

以上です。

**委員長（時田 洋輔 君）** ほかにありませんか。木原委員。

**委員（木原 大介 君）** 級を渡ったときに、渡った先で金額が下がった現給補償をするから、給与下がりにませんよということは、逆に考えると級を渡ると減給になるというのが前提なのです。そうすると級を渡らないほうが、今までの現行だったら徐々に給料が上がっていくのだから、何か昇給が止まってしまうということは、実質減給なのではないのかなと思っていたのですけれども。間違っていますか。

**執行部** すみません。御説明をします。

今回の見直しに伴い、級が変わる職員がいらっしゃいます。その方につきましては、現給補償を将来にわたってするという形で、その金額が落ちないようにということで話しており、それで労働組合とも協議をして決定したところとなっております。

今のお話は、その後の昇任に関してのことですか。

**委員（木原 大介 君）** そうではなくて、給料がきちんと上がっていきますという説明になっているのですけれども、実際には下がるのではないですか。下がるというのが、級が3級から4級になった先が、その約束でスタートするところが、元のところよりも金額が小さかったら、現給補償するから、当然、現給補償されるけれども、そこから徐々に昇給していくパターンと、前のもとの級の中で上がっていくのだったら絶対に給与が上がっていくけれども、級を渡ったせいで昇給が抑圧されるという状態になっているのだったら、実質は何かそんなに給料を上げるためとか、美しいことを言わないで、仕組みとしてはきちんと整理するというほうだと僕は思っているので、何かそこをあまり言うと、どうなのかなと思っただけで。

**執行部** 今のお話ですけれども、今回、国準抛の職務、体系表にするということによって、国が採用している昇格時の号級の対応表というのを、テクニック論になってしまうのですけれども、これを使えることとなりますということを踏まえまして、今の例えば、木原委員がおっしゃった3級から4級、4級から5級、5級から6級に昇格したときは、その対応表に基づいて行いますので、その格付の給料より低いということはまずありません。

そこに上がったことによって、今度は号級の下の方は、ずっとそこにいると、上がり幅が少なくなってくるのですが、その上位職について号級が若いほうに行くと、その上がり幅は今度大きく

なります。そうするとそこにまたメリットも出てくると職員が感じられる体系になります。

以上となります。

**委員長（時田 洋輔 君）** ほかにありませんか。射場委員。

**委員（射場 博義 君）** すみません。確認です。

2 ページ目の3番の給与影響額のところです。そこに、「補正額ではない」というコメントが入っているのですけれども、その説明をお願いしたいと思います。

**執行部** こちらにつきましては、それぞれ会計が分かれていますので、それぞれの会計で積み上げていますよということが1点で、同額と見えるところの補正額の表がないよということが1点。あとは職員の当初予算で計上していたものと、若干ずれが当然生じてきますので、人事異動の関係で、給料の高い人、低い人の入り繰りがあるということがあるので、それらを含めて当初の予算額と違う部分も加味して今回の人事院勧告も含めて補正額を上げていますので、ちょっとごちゃ混ぜになった上で合計の金額が上がっていますよということを意味するものとして、2億3,000万円という同額が、表の中にはありませんということを記載したのになっております。

**執行部** 射場委員の御質問で、この人事院勧告で給与として所要額が2億3,000万円生じてくるとのことなのですが、例えば4月から現在までに早期退職が出たりとか、給与全体で見るとマイナスの要素もあるわけです。だからそういうものを加味したものが補正予算でありますので、この人事院勧告の対応では2億3,000万円の原資はいるのですが、補正額としては、給料が、また、先ほど申しました途中で退職したとか、いろいろございますのでそういうマイナスの要素もあるので、この2億3,000万円が補正額にはなりませんということを御説明したものです。

以上です。

**委員（射場 博義 君）** ちょっと勘違いで、これが補正額には上がらないという意味かと思った。それとは違うものだと理解したので、すみません。分かりました。

**委員長（時田 洋輔 君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（時田 洋輔 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（時田 洋輔 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第107号宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

委員長（時田 洋輔 君） 次に、議案第108号宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第108号宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、住登外者宛名番号管理機能の実装並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の制定の趣旨を踏まえ、所要の整備を行うものでございます。

内容の詳細については、担当課長が説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願いいたします。

執行部 それでは、議案第108号宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件について御説明をいたします。

お手元の議案第108号の資料を御覧ください。

本改正は、令和8年2月に本番稼働予定の基幹系標準準拠システムに新たに実装される住登外者宛名番号管理機能を、個人番号の独自利用事務として条例に位置づけるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）において、外国人の生活保護に関する事務が準法定事務として新たに規定されることに伴い、同事務を独自利用事務の対象から削除するため、所要の整備を行うものです。

まず鍵となります独自利用事務について、少し補足をさせていただきます。個人番号が利用可能な事務に関しましては、法令において、法定事務または準法定事務として定められております。その趣旨の範囲で、地方自治体が独自に行う事務においては、自治体の条例において独自利用事務として定義する必要がございます。

それを踏まえまして、概要について補足をさせていただきます。

まず1点目、令和8年2月から本番稼働予定の基幹系標準準拠システムに新たに住登外者宛名番号管理機能が実装されることへの対応です。

住登外者宛名番号機能とは、本市に住民票がない方の情報を一元管理するもので、現在、これら住民票がない方の情報は、各課等のシステムでそれぞれ管理されております。

このたび、国が主導する各課等が使用するシステムの標準仕様による基幹系標準準拠システムに切り替えるに当たり、当システムに住民票のない方の情報を一元管理する住登外者宛名番号管理機

能が実装される予定です。

今後は、この機能を本市の複数課が共同利用するに当たり、当該機能を利用する事務の中で個人番号を利用する場面が想定されることから、これらの事務を個人番号の独自利用事務として条例に位置づける必要があるため条例改正を行うものです。

続きまして、2点目です。

2点目は、いわゆるマイナンバー法である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく命令において、外国人の生活保護に関する事務が国の法定事務として新たに規定されたことへの対応です。

これまで本市では、この事務を独自利用事務として条例に位置づけておりましたが、今後は、国の準法定事務として個人番号の利用が認められることとなります。

このことから、条例から、独自利用事務の対象として削除し、法令の体系に沿った整理を行うものです。

施行日は、公布の日としております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査のほどお願いいたします。

**委員長（時田 洋輔 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。射場委員。

**委員（射場 博義 君）** 非常に分かりにくい。私の理解で、すみません。

今、1番のほうだったら個別にそれぞれのデータを持っているのを今度は国の機関となったので、そこに移行しますというふうなのを条例化していくということですけども。このデータの移行は、作業されるのですか。それとも自動的になるのですか。

**執行部** データの移行に関して、少しだけ背景を誤解がないように補足させていただきます。

まず現在使用しているシステム、これは基幹系システムという住民情報等を扱うシステムでございますが、国が主導する基幹系情報システムの標準化を今進めており、我々宇部市としましてもこれに追随する形で対応を行っておりまして、そのシステムの切替が令和8年2月24日になる予定でございます。

そちらのシステムにデータ等を移行するのですが、本件におきましてはそのシステムにおいて、住登外者宛名番号管理機能というものが、マイナンバーとはちょっと違うものなのですが、実際にシステムの中で、住登外者いわゆる住民票をお持ちでない方が来られたときに、その方を全ての課で一元管理することになります。

その場合に、住登外者宛名番号という独自の番号を振って、それをキーとして一元管理するものなのですが、そのときに振るものとマイナンバーをひもづけて個人を特定していく。そして、宇部市としましては住登外者宛名番号を、全システム内で利用することでほかの窓口に行っても、その

人が特定できるというような形になります。実際には、そういう方が来られたときに、そういう番号を付与しシステムの中で管理をしていくというものが、この機能の追加の概要になります。

以上です。

**委員（射場 博義 君）**　　ということは、そのデータは、今各課が管理しているのですが、それは1つのものにはなっていないという表現ですよ。ということは今回の導入によって、データはそのままだけれども、そこで全部つながっていくという意味なのか、それとも各課のデータがどこか1つに一本化されるのか、内容が難しいので、その理解のところすみません。

**執行部**　　仕組みとしましては、今の後者であります全てのシステムの中で、一元的に扱われるものでございます。

現在、管理している情報について、具体的にどのように移行をしていくのかというと、私もここまですみません、今日のところは把握をしておりません。

ただ、この機能が追加になって、今後はシステム全体で一元管理されるというものになるということでございます。

**委員（射場 博義 君）**　　分かりました。その移行のときは、データがおかしくならないようによろしくお願ひしたいと思います。

それと、2番目の外国人の部分なのですが、ここは分かりにくいので、もう1回分かりやすく言っていただいてもよろしいですか、外国人のところの対応について。

**執行部**　　2点目について、こちらは冒頭で説明をいたしましたマイナンバーの事務における準法定事務で、今までは国が定める法令の中に、この外国人に関する生活保護に関する事務が国の事務として、要はマイナンバーを使っていいますよという事務に明確に位置づけられておりませんでした。

これが今回の省令によって、総務省がマイナンバーを利用可能な事務として、外国人の生活保護に関する事務を省令の中で定義されました。このため宇部市としましては、今までは独自利用事務として条例に位置づけておりましたが、その上の省令で明確に使っていいよというふうになりましたので、宇部市としても独自利用で定義する必要がなくなったので、条例から外すというものでございます。何か運用が変わるというものではございません。

**委員（射場 博義 君）**　　すみません。ここの部署ではないのですが、それに該当する人たちは結構いらっしゃるのですか。質問の場所が違うかもしれないけれども。

**執行部**　　すみません。私のほうで詳細な事務に関して対象者がどれぐらいいるかは、把握はしておりませんが、一定数いるということは伺っております。

**委員長（時田 洋輔 君）**　　ほかにありませんか。猶委員。

**委員（猶 克実 君）**　　改めて、同じ質問になるかもしれないのですが、資料から概要のところでは主な内容という形で（1）と（2）が文章で書いてある。分からないので個別に質問

したい。基幹系標準準拠システムというのは、マイナンバーカードのことですか。

**執行部** 基幹系標準準拠システムは、まずマイナンバーではないと。これはどういうものかといいますと、現在、窓口等で宇部市が使っておりますシステムがございます。これが住民情報等を扱うものでございまして、それを扱う一体的に使っているシステムを、宇部市では基幹系システムと呼んでおります。

この基幹系システムが、様々な課題がある中で、このたび国で標準仕様を統一して各自治体の負担を下げましょうという目的から、標準準拠システムというのを国の法律に基づいて今、宇部市が進めているというものでございます。そのシステムのことを、いわゆる基幹系システムが、国が定める標準の仕様にのっとったシステムに寄せ替える、これを今回行っておりますそのシステムのことを基幹系標準準拠システムと今ここでは称しているということでございます。

**委員（猶 克実 君）** 住登外者宛名番号管理機能というのは、今回書いてあるように住民基本台帳に記録されていない者を特定する住登外者宛名番号を付番し管理するための機能と書いてあることは、住民登録をしていない人たちをマイナンバーカードに実装されるというのは入れられることが決まると、そういうことですか。分かりやすくお願いします。

**執行部** 住登外者宛名番号というのは、まずマイナンバーとは違う。またカードに入るものではございません。もう少しこの住登外者宛名番号また住登外者というのを少し補足させていただきますと、住登外者というのは、先ほど委員も言われましたとおり、住民票に登録のない方々でございます。

具体的には、宇部市に住民票がないけれども、宇部市にいらっしゃるもしくは施設に入っているとか、そのような形で様々な理由があって宇部市にはいるのだけれども住民票を宇部市に持っていないと、そういう方はシステムに情報がありませんので、その方を一元管理するために独自のコードを振る。これが住登外者宛名番号になります。

それを管理する機能になりまして個人をひもづける、その処理の中で、この人はどういう方ですかというところを持ってくるときに個人番号を用いることがございますので、それを想定しまして、その住登外者宛名番号管理機能において、個人番号を利用することが想定されることから独自利用事務として、宇部市がこれを使うということを明確にするという流れになっております。

**委員（猶 克実 君）** それで分かりました。

住登外者が、外国人がマイナンバーカードを取得することではなくて、住登外者宛名番号管理機能の番号が別個にあると。それを、外国人の生活保護に関する準法定事務として追加されたということで、条例で定める個人番号の独自利用事務から削除すると、そういうことですね。

(2) のところ、それを私が言葉で言ったのですけれども、ちょっと分かりやすくその外国人の生活保護に関する準法定事務として追加されたという意味を教えてください。

**執行部** 1番の(1)と(2)は、全く別のものでございまして、(2)においては、住登外者

宛名番号とはまた別のものがございます。

もう少し補足させていただきますと、冒頭でも申し上げました個人番号を利用する事務というのは、マイナンバー法で法定事務として、社会保障、税、災害対策、この3つを主立って国がこの事務においては個人番号を使っていいですというふうに法で定めております。

また、その関係事務として今度は各省庁等が、命令としてそこから関係する事務として定めておるものがございます、こちらが準法定事務というふうに言われております。

今回、この外国人の対応の件に関しましては、総務省が定めた命令においてこれが準法定事務として位置づけられました。

今まで、これが定められる前は、宇部市としましては、このような外国人の生活保護に関する事務を宇部市の中で行っておりましたので、その中でマイナンバーを使うことが想定されますから、宇部市は、この中でマイナンバーを使えるということを条例で定めて独自利用事務として位置づけておりました。

本来、この独自利用事務というものは、先ほど申し上げました、法定事務もしくは準法定事務に入っているものに関しては独自利用事務として定義する必要がございません。ですので、このたび、準法定事務にこの外国人の生活保護に関する事務が明記されましたので、宇部市としては独自利用事務から外す。ただ、事務としては何も変わらないということになります。

**委員（猶 克実 君）** よく分かりました。

**委員長（時田 洋輔 君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（時田 洋輔 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（時田 洋輔 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第108号宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（時田 洋輔 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

総務部の皆さん、お疲れさまでした。

5分程度、暫時休憩します。

————— 午前10時50分休憩 —————

---

————— 午前10時54分再開 —————

**委員長（時田 洋輔 君）** それでは再開いたします。

---

(6) 宇部市行財政改善委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

---

**委員長（時田 洋輔 君）** では次に、議案第109号宇部市議会議員及び宇部市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** 選挙管理委員会事務局の局長の橋本でございます。よろしくお願いいたします。

議案第109号宇部市議会議員及び宇部市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に要する経費の公費負担の限度額を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審査をよろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、議案第109号宇部市議会議員及び宇部市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中一部改正について御説明をいたします。

議案集の47ページを御覧ください。

これは、公職選挙法施行令の改正が、令和7年6月4日付で施行され、衆議院議員及び参議院議員の選挙において、最近における物価の変動等を鑑み、選挙運動用のポスター及びビラの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられました。

これに伴い、改正後の公職選挙法施行令の規定に準じた規定とするための条例改正が必要なことから、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を改正するものです。

議案集の48ページの別表新旧対照表を御覧ください。

今回の改正により、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価が、541円31銭から586円88銭に、また選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価が7円73銭から8円38銭にそれぞれ引上げとなります。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

**委員長（時田 洋輔 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第109号宇部市議会議員及び宇部市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中一部改正について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終わりました。

次に、その他の事項として、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

---

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、総務財政委員会を散会します。

———— 午後零時散会 ————

---

令和7年12月15日

総務財政委員会委員長 時 田 洋 輔